

愛がん動物用飼料の成分規格等に関する省令の改正について

○これまでの経緯

平成20年6月に愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律（ペットフード安全法）が成立、平成21年6月より施行された。これにあわせて、法の対象となるペットフードを輸入・製造・販売を禁止する基準・規格を「愛がん動物用飼料の成分規格等に関する省令」により定めている。

○省令改正の概要

次の成分について、成分規格を設定する。

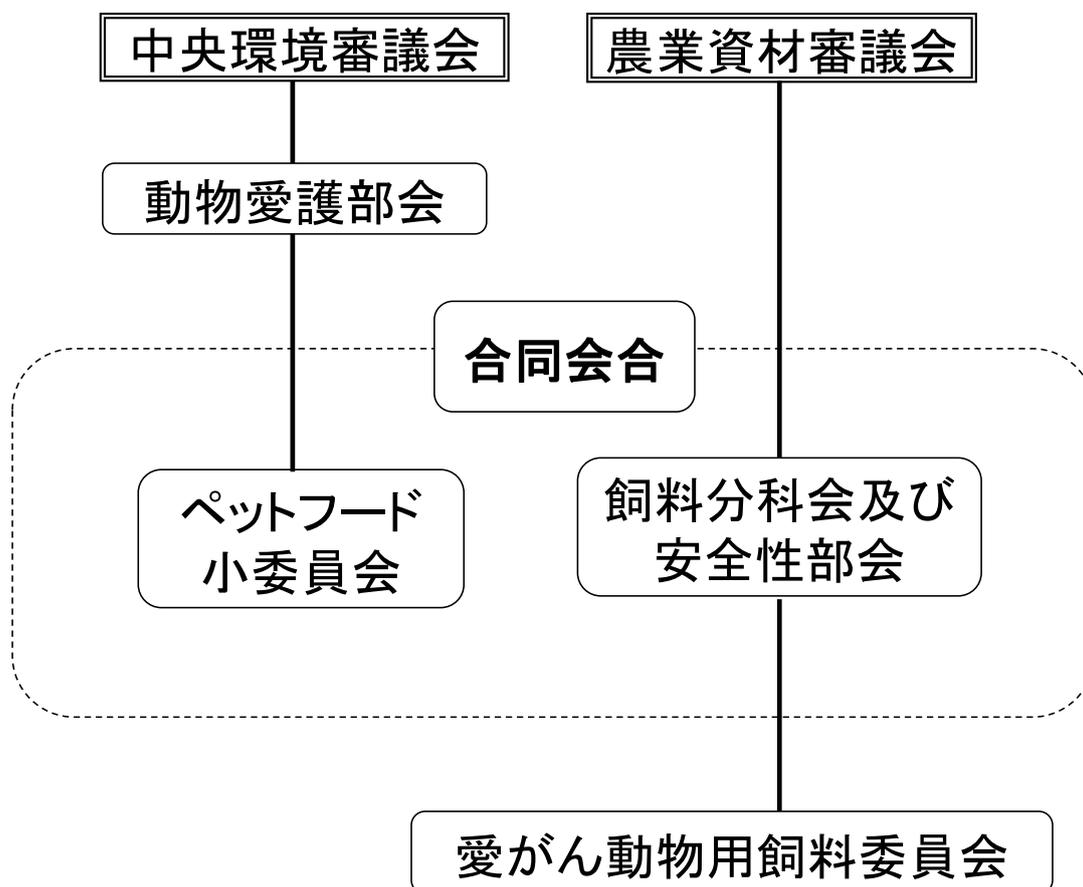
分類	物質
かび毒	デオキシニバレノール
農薬	BHC、DDT、アルドリン、エンドリン、ディルドリン、ヘプタクロル、ヘプタクロルエポキシド
添加物	亜硝酸ナトリウム、ソルビン酸
重金属等	カドミウム、鉛、ヒ素

※平成23年度以降も汚染実態調査等により新たな知見が得られた場合は、更に基準の追加を検討する。

○ペットフード安全法の成分規格省令の改正スケジュール案

- 6月3日 中央環境審議会に諮問
- 6月16日 中央環境審議会動物愛護部会に諮問・付議の報告
- 7月 愛がん動物用飼料委員会（基準の技術的な検討と原案の作成）
- 8月 中央環境審議会・農業資材審議会の合同審議会で審議
- 9月 パブリックコメント（1ヶ月）
SPS通報（2ヶ月）
- 10～11月 中央環境審議会・農業資材審議会で審議、答申
- 12～1月 省令改正、官報告示

基準規格の設定等に関する審議の体制



※基準・規格の設定等に関する技術的な検討(原案の作成)を行うため、専門家から構成される委員会。